

引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途

引き上げ分の地方消費税交付金は、地方税法第72条の116の規定により、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に充てるものとされています。法令等で定められた制度にかかる市負担分に充当しています。

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 3,917,230千円

（単位：千円）

事業費等の内訳		令和4年度 決算額	財源内訳				うち引き上げ分 に係る地方 消費税交付金 充当額
			特定財源			一般財源 (市負担分)	
			国庫支出金	県支出金	その他		
社会福祉	児童福祉 待機児童の解消・保育所の運営の ために	17,464,011	9,282,154	2,909,073	0	5,272,784	1,189,863
	生活保護 生活保護の実施・受給者の自立支 援のために	8,276,322	6,221,637	0	93,527	1,961,158	442,557
	障害者福祉 障害者の自立支援・地域生活支援 のために	9,150,025	4,540,278	2,222,987	0	2,386,760	538,599
	高齢者福祉 養護を必要とする高齢者のために	273,814	0	0	0	273,814	61,789
	母子福祉 母子世帯の自立支援のために	45,721	36,497	0	0	9,224	2,081
社会保険	後期高齢者医療負担金・繰出金 後期高齢者医療の給付・低所得者 に対する保険料軽減のために	4,034,771	0	592,948	0	3,441,823	776,686
	介護保険事業繰出金 介護保険サービスのために	3,269,956	157,982	79,530	0	3,032,444	684,305
	国民健康保険事業繰出金 出産育児一時金の給付・低所得者 に対する保険料軽減のために	2,131,975	291,583	973,781	0	866,611	195,560
保健衛生	疾病予防対策 感染症対策や難病などの助成のため に	332,019	217,737	0	0	114,282	25,790
合 計		44,978,614	20,747,868	6,778,319	93,527	17,358,900	3,917,230